

令和元年度山形県中小企業スーパー一ータルサポ補助金

「被災事業者支援事業（令和元年台風第19号対応）（設備投資等促進型）」 【応募要領】

令和元年台風第19号に伴い令和元年10月12日以降に直接被害を受け、事業活動に支障をきたしている中小企業者の事業再建を後押しするため、本県中小企業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものに
対し補助金を交付するものです。

1 補助対象事業

中小企業者が事業再建にあたって取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を伴うもの。

※ 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。

●対象類型について

(1)革新的サービス（国2次公募要領11ページ参照）

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

(2)ものづくり技術（国2次公募要領11ページ参照）

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

●事業類型について

一般型のみ

※詳細は経済産業省平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「30年度補正ものづくり補助金」といいます。）の2次公募要領に準じます。

2 補助対象者

令和元年台風第19号に伴い令和元年10月12日以降に直接被害を受け、事業活動に支障をきたしている山形県内の中小企業者（商工業者に限る）で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者。

※ 本事業における中小企業者とは、「革新的サービス」で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者です。「ものづくり技術」で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者です。

ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する者は大企業とみなし、補助対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 本事業における商工業者とは、「商工会議所法」第7条及び「商工会法」第2条に規定する商工業者です。なお、医師・歯科医師・助産師等は商工業者でないため、補助対象者になりません。

※ 30年度補正ものづくり補助金で補助対象者となっている特定非営利活動法人は、補助対象者になりません。

※ 申請には、市町村から交付される罹災証明書（県内事業所の建物被害に限る）の提出が必要です。（ただし、申請先の市町村で法人・個人事業者向けに罹災証明書を発行していない場合に限り、被災証明書（県内事業所の建物被害を含むもの）を代わりに提出することが可能です。）

※ 30年度補正ものづくり補助金の採択・不採択に拘らず応募可能です。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率：2/3以内
- (2) 補助金額：100万円～500万円
※ 補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費：補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるものに限り、（ただし、令和元年10月12日まで遡及可能とします。）
補助対象となる経費は次のとおりです。

○補助対象となる経費

経費区分	説明
機械装置費	専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、それに伴う改良・修繕又は据付けに要する経費
技術導入費	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に関する経費（機械装置費を除く）

- ※ 設備投資（機械装置費（単価 50 万円（税抜き）以上））が必要です。
- ※ 機械装置費以外の経費（災害復旧に係る費用を除く）については、総額で 250 万円（税抜き）までを補助上限額とします。
- ※ その他、補助対象経費の詳細については、30 年度補正ものづくり補助金の 2 次公募要領に準じます。
- ※ 上記の経費のほか、災害復旧に係る費用（建物、構築物等の復旧費など）を対象とすることが可能です。（製品、半製品、原材料等棚卸資産の損失等を補填するものは対象となりません。また、災害復旧に係る費用のみでの申請はできません）
- ※ 補助対象経費は令和元年 10 月 12 日まで遡及可能とします。
- ※ 令和元年台風第 19 号による被害に関連して令和元年 10 月 12 日以降に事業者を支払われる保険金の額は、補助対象経費から控除してください。

4 補助事業実施期間・実績報告書提出期限

- (1) 補助事業実施期間：

補助金交付決定の日（ただし、令和元年 10 月 12 日まで遡及可能）から令和 2 年 2 月 28 日（金）まで【期限厳守】
- (2) 実績報告書提出期限：

事業終了後 15 日以内、又は 令和 2 年 3 月 6 日（金）まで

5 応募手続き

- (1) 応募及び問い合わせ先

山形県中小企業スーパーサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町 1-3-15 山形むらきさわビル 4 階
TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078
- (2) 応募期間

令和元年 12 月 6 日（金）から 12 月 16 日（月）まで
- (3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日消印有効）
- (4) 提出書類 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

 - ① 事業計画認定申請書【様式 1】
 - ② 事業計画書【様式 2】

※30 年度補正ものづくり補助金の 2 次公募要領を参考に記入してください。
 - ③ 事業計画確認書【様式 3】

※認定支援機関が発行した確認書を提出してください。
 - ④ 市町村から交付される罹災証明書（県内事業所の建物被害に限る）（写しも可）

※ただし、申請先の市町村が法人・個人事業者向けに罹災証明書を発行していない場合限り、被災証明書（県内事業所の建物被害を含むもの）を代わりに提出することが可能。（写しも可）

⑤ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。

⑥ 入手価格の妥当性を証明できる書類（任意）

※有効期間内の見積書、カタログ・パンフレット等を提出してください。

⑦ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット（自社にホームページ等がない方）

(5) 書類作成上の留意点

① 事業計画書等様式用の紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。

② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

④ 事業計画書等様式の申請書類データはCD-Rで提出する必要はありません。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表の審査項目による審査の上、本県中小企業の付加価値向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、認定支援機関名等をHP上で公表します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	12月6日（金）～12月16日（月）
事業採択決定	1月中旬
補助金交付申請・交付決定	1月下旬

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

- (1) 事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。
- (2) 補助事業の完了とは、事業計画書に基づく設備投資や災害復旧等の完了のほか、購入物品の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いしますので、御協力願います。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

山形県中小企業スーパーポータルサポ補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 補助対象事業としての適格性</p> <p>以下の補助対象外事業に該当しないこと。</p> <p>① 本応募要領にそぐわない事業</p> <p>② テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む。）や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業</p> <p>③ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業</p> <p>④ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業</p> <p>⑤ 公序良俗に反する事業</p> <p>⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業</p> <p>⑦ 設備投資（機械装置費 単価50万円以上（税抜き））を伴わない事業</p> <p>⑧ 機械装置費以外の経費（災害復旧に係る費用を除く。）に設定されている上限を超える補助金を計上する事業</p> <p>⑨ 令和元年台風第19号により以下の被害を受け、事業活動に支障が生じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の浸水による生産設備等への被害 ・屋根の破損等による生産設備等への被害 <p>⑩ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が指定した応募申請書類様式と異なる様式で応募してきた案件 ・補助金申請額が補助上限額を超える案件 ・事業類型に対象となっていない補助対象経費科目を使用している案件 ・同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件 ・必要な書類が添付されていない案件 ・その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件 ・補助対象事業者に該当しなくなった場合（みなし大企業含む） <p>(2) 技術面</p> <p>① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。</p> <p>○【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。</p> <p>○【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取組みであるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。</p> <p>② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。</p> <p>③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。</p> <p>④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。</p> <p>(3) 事業化面</p> <p>① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関からの十分な資金の調達が見込まれる</p>

か。

- ② 被災後の事業再建が見込まれるか。
- ③ 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。
- ④ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ⑤ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか（【革新的サービス】【ものづくり技術】いずれにおいても、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取り組みであるか。）

（４）政策面

- ①ー１ 地域のニーズに対応した商業・サービス業の新たな事業の創出（ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の活用、若者・女性等に対する創業支援、新たなサービスを行うための創業や新分野進出）等につながる取り組みであるか。
- ①ー２ 県が参入・集積を促進する「先端分野」（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）・「成長期待分野」（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）と整合性がとれているか。
- ② 設備導入することで、賃金の改善や雇用の増加など、地域経済への波及効果が期待できる計画であるか。
- ③ 当補助金の過去の交付実績はどうか。交付実績がある場合、当時の事業計画の達成状況はどうか。
- ④ 自力で事業計画を達成するのは困難か。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。
- ⑥ 当補助金を活用して行う設備投資の規模は適切か。
- ⑦ 県が実施するフォローアップ調査（補助事業の翌年度以降に行われる売上等に関する調査）への協力状況はどうか。

※①ー１は【革新的サービス】、①ー２は【ものづくり技術】の事業者の審査項目。